

新たな基準の運用の在り方に係る論点と方向性（案）

1. 基準適合性の確認の時期

【論点等】

法務省告示に基づく日本語教育機関については、新規に機関の告示を希望する者に対し、毎年2回、新規告示を行うこととし、申請に基づく審査を行っているが、今回新たに策定する基準への別科・課程の適合性の確認をいつ、どのように行うべきか。

【方向性】

学部進学のための日本語予備教育を行う別科・課程の数が日本語教育機関に比べて少なく、新規開設の頻度も高くないと想定されることから、制度導入後の初年度のみ、申請に基づく基準への適合性の確認を複数回行い、それ以降は毎年1回、審査の上基準への適合性の確認を行うこととしてはどうか。

（参考）大学入学のための準備教育課程の指定等に関する規程（平成11年文部省告示165号）（抄）

（申請の期限）

第二十五条 指定の申請の期限は、指定を受けようとする年の前年の五月三十一日とする。

2 文部科学大臣は、前項の申請があった場合には、指定を受けようとする年の前年の九月三十日までに当該課程を指定するかどうかを決定し、当該課程の設置者に対しその旨を速やかに通知するものとする。

2. 基準適合性の確認後の継続的な確認の時期・頻度

【論点等】

法務省告示に基づく日本語教育機関は、新規に告示がなされた後、毎年（適正校については3年に1度）、告示基準への適合性を点検し、その結果を地方出入国在留管理局に報告することとされている。他方、準備教育課程については定期的な点検の仕組みは設けられていない。今回の新たな基準に基づき別科等が基準への適合性が確認された後、継続的な確認を行うか、また行うとすれば、どの程度の頻度で行うか。

【方向性】

大学等に設置されている別科等については、日本語教育機関とは異なり、大学の所轄庁

である文部科学大臣から、必要に応じ、教育の質の確保に関する指導等を行うことが可能となっていること等を踏まえ、準備教育課程と同様、定期的な基準適合性への確認の手続きは設けず、当局からの資料提供依頼等に基づき、基準に適合しないと認められる場合のみ、当局が必要な指導を行い、場合によっては基準への適合性確認の取消を行うこととしてはどうか。（下記3.（1）を参照）

3. 基準への不適合の効果

（1）不適合の効果の考え方

【論点等】

法務省告示に基づく日本語教育機関については、基準に適合しない場合等、告示基準に列挙された事由に該当し、留学生受入れ事業を行わせることが適当でないと認められる場合には、当該機関を告示から抹消することとされているが、今回新たに策定する基準に不適合とされた別科等をどのように取り扱うか。

【方向性】

法務省告示に基づく日本語教育機関と同様、新たな基準に適合していることが、在留資格「留学」を付与することができる機関としての告示の要件に位置づけられるのであれば、基準に適合しない場合には、当該別科等を在留資格「留学」を付与することができる機関としての基準への適合性の確認の取消することとしてはどうか。

（2）抹消等の判断基準

【論点等】

法務省告示に基づく日本語教育機関については、告示からの抹消事由として、基準に適合していない場合に加え、①全生徒の6か月間の出席率の平均が7割を下回る場合、②地方入管局から適正校でない旨の通知を3年連続して受けた場合、③課程修了者のうち日本語能力がCEFRのA2相当以上のレベルの者が3年連続して7割を下回ること、等を定めているが、今回新たに策定する基準に基づく別科等の基準適合性確認の取消事由についてどのように考えるか。

【方向性】

大学に設置される別科等に在籍する留学生の在籍管理については、当該別科等に限らな

い大学全体の在籍管理の問題として、文部科学省への定期報告や指導等の対象となっており、指導の結果改善が見られない場合には大学全体として在留資格「留学」の付与を停止する等の措置が設けられることとなる。このため、本新たな基準に基づく基準適合性の確認の効果としての基準適合性確認の取消の事由は、原則として、基準に列挙された事由への不適合の場合に限定してはどうか。

4. 経過措置等の必要性

【論点等】

新たな基準に基づく別科等の基準適合性の確認については、これまでは何ら留学生の受入れ機関（課程）としての要件が課されていない者に対して要件を課することになることから、別科等を設置する大学等が制度を理解し、基準適合性の確認のための申請・審査を行うための準備期間を設けるべきかどうか。

また、これに加えて、従前の受入れ機関への経過措置として、一定期間、基準への適合性の確認がないまま在留資格「留学」の付与を可能とするかどうか。

【方向性】

法務省令及び新たな基準が策定された後、制度の周知及び申請・審査のための一定期間（例えば、周知・申請期間として半年、審査期間として半年）の後に、制度を実施することとしてはどうか。

この措置に加えて、従前に留学生を受入れていた別科等については、当分の間（例えば、2年間）、基準への適合性の確認を受けずに在留資格「留学」の付与を可能としてはどうか。

<参考> 法務省告示に基づく日本語教育機関の制度[※]導入時の経緯

（出典：「日本語教育振興協会20年の歩み」）

- | | |
|-------------|------------------------------------------|
| ・平成元年 5月 | (財)日本語教育振興協会の発足
<u>審査実施要領の策定、申請開始</u> |
| ・ 8月 | 第一次審査・認定（77校） |
| ・ 10月 | 第二次審査・認定（27校） |
| ・平成元年12月15日 | <u>出入国管理及び難民認定法の改正^{※※}</u> |
| ・ 12月 | 第三次審査・認定（149校） |
| ・平成2年 2月 | 第四次審査・認定（66校） |
| ・ 5月 | 第五次審査・認定（26校） |

- ・平成2年 5月30日 法務省による日本語教育機関の告示（343校）
- ・平成2年 6月 1日 改正入管法施行

- ※ （財）日本語教育振興協会による審査・認定を受けていることが、在留資格「就学」を付与できる日本語教育機関の要件とされた。
- ※※ 従前に就学生を受入れていた機関に対する経過措置は特段なし。